

大阪学院大学通信教育部学則

第 1 章 総 則

- 第 1 条 本大学通信教育部は教育基本法及び学校教育法に則り，本大学の教育を通信によって行い，もって学術的見地よりその専門的知識と技能を授け，その応用と研究の能力を養うことを目的とし，社会人としてのより高い教養と優れた健康とを併せそなえ，社会の発展及び福祉の増進に寄与しうる実践且つ独創力に富む人材の育成を使命とする。
- 第 2 条 本大学の通信教育課程の修業年限は4年とする。
- 第 3 条 本大学の通信教育課程は通信教育部と称し，学部学科及び定員は次のとおりとする。

学 部	学 科	1 学年の定員	定 員 総 数
商 学 部	商 学 科	0名	0名

- 第 4 条 本大学通信教育部の会計は別途会計とする。

第 2 章 教 育 課 程

- 第 5 条 商学部商学科通信教育課程における授業科目及び単位数は別表のとおりとする。ただし，授業科目は必要あるとき臨時に増減することができる。
- 第 6 条 通信教育課程の学習指導は商学部商学科の専任の教授，准教授，講師又は助教が担当する。その他必要に応じて講師及び学習指導員を置くことができる。
- 第 7 条 本学商学部教授会は，学長が通信教育課程に関する次に掲げる事項について決定を行うにあたり，意見を述べるものとする。
- (1) 学生の入学・卒業に関すること
 - (2) 学位の授与に関すること
2. 本学商学部教授会は，前項に規定するもののほか，学長がつか

さどる通信教育課程の教育研究に関する次に掲げる事項について審議し、及び学長の求めに応じ、意見を述べることができる。

- (1) 学生の復学・退学・休学等に関すること
- (2) 学生の試験に関すること
- (3) 学生の指導及び賞罰に関すること
- (4) 教育課程，授業に関すること
- (5) 学術研究に関すること
- (6) 教員の教育研究業績の審査に関すること
- (7) その他教育研究に関すること

第 8 条 本学通信教育部には、通信教育の授業並びに運営の円滑を計るために学務委員会を設ける。

2. 学務委員会の規程は別にこれを定める。

第 3 章 入学・編入学・転籍・休学・退学・除籍及び再入学

第 9 条 学生の入学は、毎年 4 月及び 10 月とする。

2. 入学は書類選考による。ただし、必要に応じて学力考査を行うことができる。

第 10 条 通信教育課程に入学することのできる者は、次の各号の一に該当するものとする。

- (1) 高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による 12 年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む）
- (3) 外国において、学校教育における 12 年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定したもの
- (4) 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
- (5) 文部科学大臣の指定した者
- (6) 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認

定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）

(7) 本大学において、個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、18歳に達したもの

第 1 1 条 通信教育課程の学生となるため編入学を志願する者は、大学に1年以上在学した者、又はこれと同等以上の学力があると認められた者でなければならない。

第 1 2 条 入学又は編入学を志願する者に対しては選考を経てこれを許可する。

第 1 3 条 通常課程から通信教育課程へ、又は通信教育課程から通常課程へ転籍を志願する者に対しては、選考を経てこれを許可することができる。

第 1 4 条 学生が疾病その他やむを得ない事由のため、休学又は退学を願い出たときは、これを許可することができる。休学の期間は在学期間に算入しない。

2. 休学の期間は、通算して2年を超えることはできない。

第 1 5 条 前条により退学した者が再入学を願い出たときは、これを許可することができる。

第 1 6 条 医師の診断により健康上修学に不相当と認められた者に対しては、教授会の議を経て、休学又は退学を命ずることができる。

第 1 7 条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て除籍することができる。

(1) 学業を怠り、成業の見込みがないと認められた者

(2) 所定の登録手続きをせず、また休学、退学の手続きをしない者

(3) 授業料その他の納付金の納入を怠った者

(4) 第14条第2項に定めた休学期間を超えてなお復学若しくは退学しない者

第 18 条 学生は他の大学又は、学校の正規の課程に在籍をしてはならない。

第 4 章 履 修 の 方 法

第 19 条 教育は通信及び面接授業によりこれを行う。

第 20 条 授業科目は、共通科目及び専攻科目とする。

第 21 条 授業科目の履修方法は次のとおり定める。

卒業に必要な単位数は124単位以上とし、別表に開設する授業科目のうちから履修しなければならない。ただし、卒業に必要な単位数のうち、30単位以上は面接授業によって修得しなければならない。

2. 教育職員免許状を取得しようとする者は、前項の規定による他、教育職員免許法及び同法施行規則に定める所定の単位を修得しなければならない。
3. 本大学通信教育部にて取得できる教育職員免許状は、次のとおりとする。

取得できる教員免許状の種類	免許教科
高等学校教諭一種免許状	商業

第 22 条 面接授業は、本大学又は本大学の指定する場所において随時行う。

第 23 条 通信教育課程の履修単位は、本大学の通常課程における履修単位と互いに転換することができる。

第 24 条 編入学を許可された者の以前に在学していた大学、又は学校における在学年数は、通信教育課程の在学年数として認めることができる。

第 25 条 編入学を許可された者の以前に在学していた大学、又は学校における授業科目の履修単位又は履修成績は、通信教育課程の授業科目の修得単位として認めることができる。

第 26 条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が他の短期大学又は大学における授業科目を履修することを認め、当該短期大学又は大学において修得した単位を、別に定めるところにより30単位を超えない範囲で、本大学において修得したものとみなすことができる。

第 27 条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が行う短期大学又は文部科学大臣が別に定める学修を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により修得したものとみなし、又は与えることができるのは、前条により本大学において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第 28 条 本大学が教育上有益と認めるときは、学生が本大学に入学する前に他の短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、本大学における授業科目の履修により修得したものとみなし、単位を与えることができる。

2. 前項により修得したものとみなし、又は与えることができるのは、第26条及び第27条により本大学において修得したとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第 5 章 学 習 指 導

第 29 条 学習指導は、教材（補助教材を含む）、質疑応答、課題、レポート並びにこれらに対する添削指導及び面接授業その他適切な方法により行う。

2. 前項の学習指導を徹底するため学習会を組織する。学習会に関する事項については、別にこれを定める。

第 30 条 学生は、各学年の初めに履修希望の授業科目を届け出て承認を得なければならない。

第 31 条 教材は教育課程に応じて、本学が指定する。

第 32 条 履修する授業科目については、所定の課題に対する解答を提出

し、添削指導を受けなければならない。ただし、所定の授業科目については、これを別に定める。

- 第 3 3 条 面接授業は、夏期及び秋期、その他の種類にわたり行う。
2. 面接授業の期間その他については、その都度これを公示する。

第 6 章 試 験

第 3 4 条 授業科目の履修成績の審査は、面接授業に関するものを除き、当該科目について課題に対するレポートを提出し、合格した者でなければ受けることができない。

第 3 5 条 授業科目の履修成績の審査は所定のものを除き、試験によりこれを行う。

2. 試験の方法は筆記試験とする。ただし、事情によっては、特別課題に対する論文の提出をもってかえることができる。

第 3 6 条 試験は面接授業に関するものを除き、各学年の適当な時期に配分した日時に本大学又は本大学の指定する場所で行う。

2. 受験者は、受験日・受験場所を選択することができる。
3. 面接授業に関するものは別に定める。

第 3 7 条 学業成績の評価は、秀・優・良・可・不可の5種類とし、秀・優・良・可を合格、不可を不合格とする。合格した授業科目については、所定の単位を与える。

第 7 章 卒業の要件及び学位

第 3 8 条 4年以上在学して第21条第1項に定める所定の単位を修得した者は、学長が卒業を認定し、学士（商学）の学位を授与する。

第 8 章 科目等履修生

第 3 9 条 第10条に規定する入学資格のない者が、本大学通信教育課程において学修を希望するときは、学歴を問わず選考によって正科生転科課程生として、その学修を許可することができる。

- 第 4 0 条 正科生転科課程生で学修中，第10条の資格を得た者は，希望により第12条の規定により入学を許可することができる。
- 第 4 1 条 正科生転科課程生として在学した期間は，正規の課程の在学年数に算入しない。ただし，学修した授業科目については，転科後に単位を与えることができる。
- 第 4 2 条 正科生転科課程生についてこの章に規定するもののほか，第38条を除き本学則中の他の各章の規定を準用する。
- 第 4 3 条 本大学の学生でない者が通信教育課程の授業科目の履修を願い出たときは，学生定員に余裕のある場合これを許可することができる。
2. 前項の規定により授業科目の履修を許可される者のうち次の各号の一に該当する者を教職課程生とし，これ以外の者を選択履修課程生とする。
- (1) 大学の入学資格を有する者
- (2) 教育職員免許状を有する者
- 第 4 4 条 他の短期大学又は大学の学生で，本大学通信教育課程の授業科目の履修を希望する者があるときは，当該短期大学又は大学との協議に基づき，特別聴講学生として受け入れ，履修を認めることができる。
- 第 4 5 条 科目等履修生の履修期間は1年とする。ただし，本人の願い出により，審査の上更新することができる。
- 第 4 6 条 履修成績の審査に合格した授業科目については，所定の単位を与える。

第 9 章 学 費 そ の 他

- 第 4 7 条 入学を志願する者は，選考料を納めなければならない。
- 第 4 8 条 入学を許可された者は，別に定める学費を納めなければならない。
- 第 4 9 条 学生は各学年の始めに別に定める学費を納めなければならない。

ただし、事情により分納を認めることができる。

2. 修業年限を超えて在学する者は、所定の継続料を納めなければならない。
3. 休学中の者は所定の休学料を納めなければならない。

第 5 0 条 科目等履修生として許可された者は、所定の登録料及び授業料を納めなければならない。

第 5 1 条 第17条第1項第3号によって除籍された者が復籍を願い出たときは、審査の上これを許可することができる。

2. 復籍を許可された者は、所定の復籍料を納めなければならない。

第 5 2 条 一たん納入した学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 5 3 条 経済事情の変化に伴い学費の改訂を行ったときは、その改訂の時点における学生に対してもこれを適用することができる。

第10章 賞 罰

第 5 4 条 学生のうち学業成績の優秀な者は、教授会の議を経てこれを表彰する。

第 5 5 条 本大学の規則に違反し、又は学生の本分に悖る行為がありと認められたときは教授会の議を経て懲戒する。

第 5 6 条 懲戒処分は、謹慎、停学及び退学とする。

第 5 7 条 退学は、次の各号の一に該当する者について行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学業を怠り成業の見込みがないと認められる者
- (3) 本大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

附 則

1. 本学則は、昭和47年4月5日から施行する。

〈 略 〉

本学則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

本学則は、2019年4月1日から施行する。

附 則

1. 本学則は、2020年4月1日から施行する。
2. 通信教育部は、2020年3月31日をもって学生募集を停止する。
3. 前項にかかわらず、通信教育部は、2020年4月1日以後においても、当該課程に在学する者の属する年次には、編入学、転籍または再入学者を受け入れることができるものとする。
4. 通信教育部は、改正後の学則の規定にかかわらず、2020年3月31日に当該課程に在学する者が、当該課程に在学しなくなるまでの間、存続するものとする。